

改正公益通報者保護法 に関する研修会(第1回)

改正公益通報者保護法・施行から2年。
適切に運用できていますか？

その舵取りは、破滅への第一歩？

- ・行政機関向けのガイドラインの改正
- ・担当者に刑事罰が科される可能性
- ・通報者から相談を受けた場合の適切な通報先
- ・通報内容の真実相当性の判断方法 etc.

初動を誤ると取り返しのつかない事態になることも...

改正公益通報者保護法に関する研修会開催のお知らせ

公益通報対応体制の整備・運用にお悩みではありませんか？

令和4年6月1日から、改正公益通報者保護法が施行されました。

公益通報とは、法令違反等の事実を知った者が、事業者（行政機関も含まれます）の内部または外部の窓口に通報を行うことです。

改正公益通報者保護法では、行政機関が「公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない」とされました。

具体的には、①内部公益通報対応体制の整備運用、②総合的な窓口の設置、③公益通報対応業務従事者の配置及び育成、④範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底、⑤利益相反関係の排除などがあげられます。

しかし、現状において、改正公益通報者保護法に対応した体制の整備・運用が各行政機関において十分に周知されているとはいえない状況にあります。

このような状況に鑑みて、福岡県弁護士会・弁護士業務委員会では、行政機関におけるご担当者の皆様向けに、下記研修会の開催を決定いたしました。

記

改正公益通報者保護法に関する研修会（第一回）

日時 令和6年5月31日（金）15：30～17：00

※研修会終了後に、個別の弁護士とフリートークすることも可能です。

是非ご参加下さい。

場所 福岡県弁護士会館 3階大講義室 301（Zoom 併用、ミーティング ID やパスワード等については、後日、メールでお知らせいたします。）

定員 現地参加：50名、Zoom参加：300名

お申込 ①ご所属行政機関、②ご担当者名、③ご担当者電話番号、④ご担当者メールアドレス、⑤ご参加方法、⑥ご質問（あれば）
を下記の URL または二次元コードからアクセスの上、5月24日（金）までにお申し込みください。

<https://forms.gle/GBCe63g7ufJYWEKEA>



【研修概要】

研修では、行政機関に特有のお悩み・問題点を踏まえながら、弁護士が改正公益通報者保護法のポイントについて解説してまいります。

皆様の疑問の声にお答えします。

貴重な機会でありますので、皆様奮ってご参加ください。

〈お問合せ先〉

福岡県弁護士会弁護士業務委員会

担当 湯川

TEL: 092-741-6416